

# 令和5年度県民提案募集実施要綱

## 1 実施目的

県政を進めるにあたって広く意見を聴くことが大切であることから、寄せられた提案・アイデアを事業に積極的に取り入れるため、県民提案の募集を実施する。

## 2 募集事業

### (1) 募集内容

県政に関わる様々な課題の解決に向けたアイデアを「自由提案」として広く募集する。

なお、個別テーマ（14本）も設定しており、提案内容が該当する場合は選択可能とする。

#### 【個別テーマ】

- ①若者が中心となって進める新しい地域づくりの取組
- ②地域活動の担い手不足の解消に向けた取組
- ③若者の投票率向上
- ④脱炭素型ライフスタイルへの転換に向けた行動変容の促進
- ⑤県内農林水産物の更なる地域内外の消費拡大に向けて
- ⑥未利用食品の有効活用方策
- ⑦農業の労働力確保につながる方策
- ⑧林業GXを推進するため、林業の担い手の確保と森林管理の効率化につながる施策
- ⑨花とみどりの活用の推進に関する方策
- ⑩小中学校児童生徒の英語力向上
- ⑪犯罪防止に向けた取組
- ⑫「みんなで考える」交通死亡事故抑止対策
- ⑬特殊詐欺グループ等に対する組織犯罪対策
- ⑭パトカーによる顕示性のある警戒活動

### (2) 募集事業から除外するもの

次のアからクまでのいずれかに該当すると認められるものは、募集事業から除外する。

- ア 事業実施が不可能なもの
- イ 営利目的又は特定の個人若しくは団体のみが利益を受けることを目的とするもの
- ウ 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とするもの
- エ 現金給付又は施設整備のみを目的とするもの
- オ 公序良俗に反するもの
- カ 既存事業又は過去に実施した事業と同一の内容であると認められるもの
- キ 提案者の要件を満たさない者が提案したもの
- ク その他、三重県が実施する事業としてふさわしくないもの

### 3 提案者

#### (1) 提案者の要件

年齢・居住地を問わず、応募可能とする。また、単独でも複数名のグループでも提案者となることができる。

#### (2) 提案者から除外する者

次のアからエまでのいずれかに該当すると認められるものは、提案者となることはできない。

ア 三重県職員

イ 三重県議会議員

ウ 法人

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）関係者

### 4 提案方法

提案者は、原則として、三重県電子申請・届出システム又は電子メールで応募することができる。

#### (1) 三重県電子申請・届出システムによる場合

三重県電子申請・届出システムの専用応募フォームに必要事項を記入し、送信する。

#### (2) 電子メールによる場合

別紙応募様式に必要事項を記入のうえ、総務部財政課に送付する。

### 5 審査方法

#### (1) 提案の審査

提案募集の受付終了後、所管部局において提案の内容を審査し、事業構築の参考とする。

#### (2) 提案の審査の視点

提案内容の審査は次のアからカまでの視点により実施する。

ア 必要性

・社会情勢の変化等により、県民や社会のニーズが高まっているか

イ 具体性

・具体的な事業を伴う提案となっているか

ウ 事業の効果

・提案事業を行うことで、県民に対して大きな効果が見込まれるか

・県内に広域的に効果が波及するものであるか

エ 手段の有効性及び効率性

・現状や課題がしっかり分析されており、その解決策としてふさわしいものであるか

・事業規模、水準、手法は適切なものとなっているか

・想定される業務量が過大ではないか

オ 実施主体性

- ・ 県が実施主体として取り組むべき事業と認められるか
- ・ 県が担うべき広域性、先進性があるか

カ 緊要性

- ・ 令和6年度に直ちに事業に取り組む必要があるか

**6 事業の選定**

令和6年度当初予算編成過程における議論をふまえ、別途定める予算総額の範囲内で事業を選定する。

**7 結果の公表**

選定された事業は、令和6年度当初予算の発表時に公表する。なお、提案内容の審査結果や評価などに対する個別の回答は行わない。

**8 権利の帰属**

本制度において提案されたものに係る権利は、全て三重県に帰属するものとする。

**9 その他**

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

なお、「令和6年度予算調製方針」や「令和6年度当初予算要求にあたっての基本的事項」、今後の政策議論等をふまえ、実施方法を変更する場合がある。

附 則

この要綱は、令和5年5月15日から施行する。